

令和元年10月7日

まちづくり委員会資料

末吉橋架替事業の施行協定の変更について

建設緑政局

末吉橋架替事業の施行協定の変更について

1 事業の目的と概要

(1) 目的

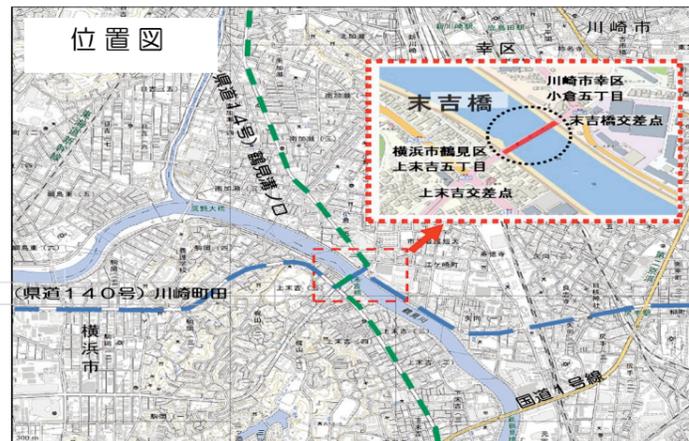
末吉橋は、1級河川鶴見川に架かる重要橋りょうで横浜市が管理しており、上り車線が昭和25年、下り車線が昭和39年に建設され老朽化が進行しております。

また、第一次緊急輸送道路に位置付けておりますが、車道が狭く慢性的な渋滞が発生しているとともに、狭い歩道も歩行者の安全な通行に支障をきたしています。

以上の背景から、川崎市と横浜市の共同事業として末吉橋の架替えを行い、老朽化による損傷を解消するとともに、通行環境の改善により交通の円滑化を図り、歩行者の安全性を確保するものです。

(2) 事業概要

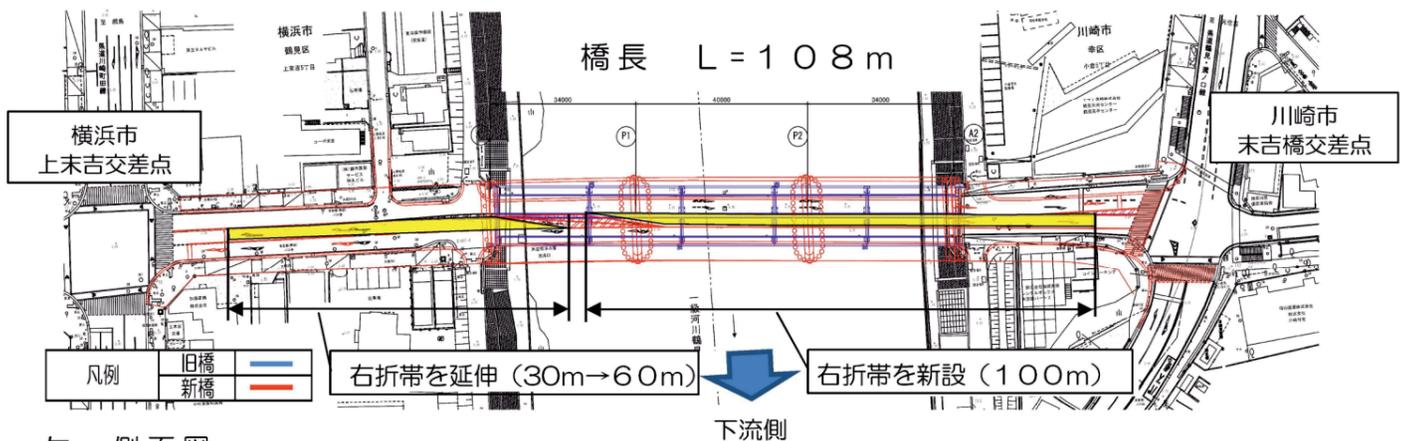
- ア 路線名 : 県道鶴見溝ノ口、県道川崎町田
- イ 道路延長 : 橋りょう部 L=108m
取付道路部 L=143.2m
- ウ 幅員 : 橋りょう部 W=18.8m
取付道路部 W=18m
- エ 施行主体 : 横浜市
- オ 事業費 : 概算総額60億円
※本市の負担割合は1/2
(国費除く実質負担額は約15億円)
- カ 事業期間 : 平成30年1月19日から
令和10年5月31日まで



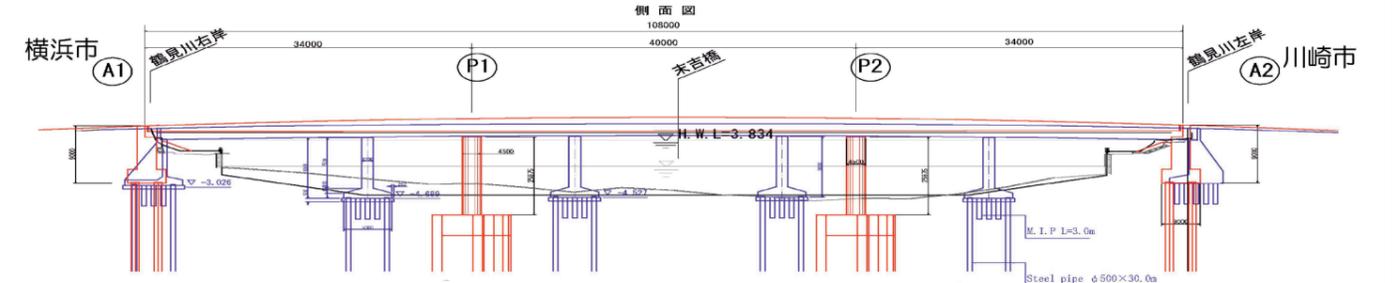
キ 事業スケジュール

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
準備工・浚渫工・仮設工・旧橋撤去									
				下部工					
					上部工（橋げたの工場製作含む）				

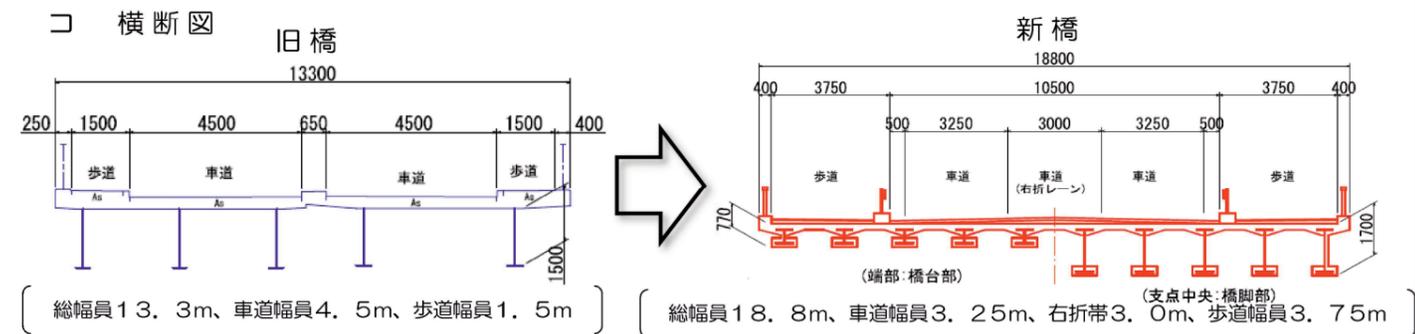
ク 平面図



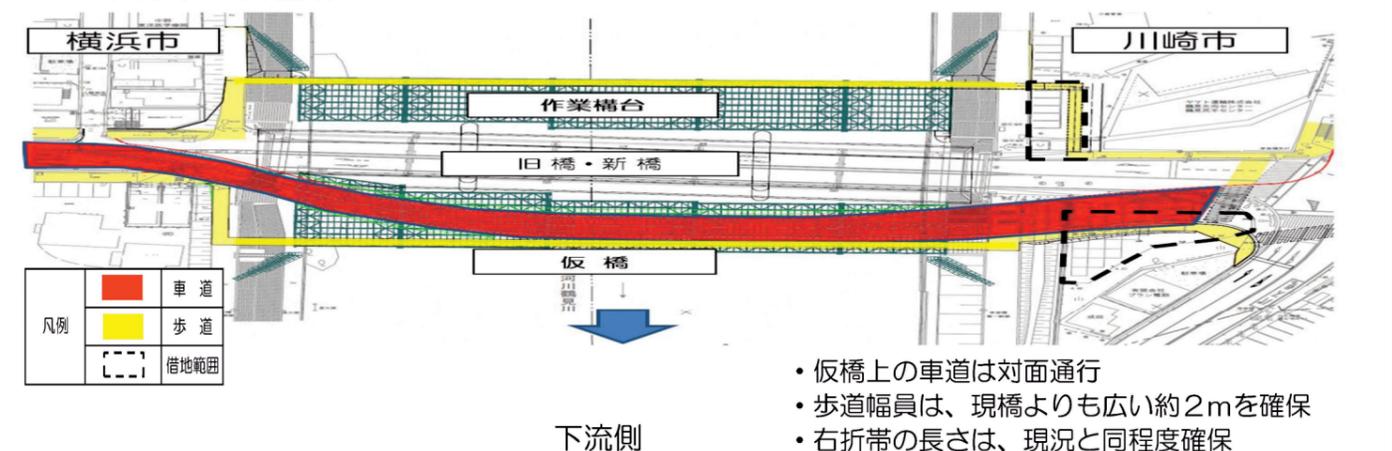
ケ 側面図



コ 横断面図



サ 架替中の交通切回し



- ・仮橋上の車道は対面通行
- ・歩道幅員は、現橋よりも広い約2mを確保
- ・右折帯の長さは、現況と同程度確保

末吉橋架替事業の施行協定の変更について

2 施行協定等について

(1) これまでの経緯

- 平成27年 2月18日 「末吉橋架替事業に関する基本協定書」締結
 ・架替えの施行主体は横浜市
 ・費用負担割合は川崎市1/2、横浜市1/2
- 平成30年 1月19日 「末吉橋架替事業に関する施行協定書」締結
 ・事業費概算総額は60億円
- 平成30年 6月11日 1回目の入札（横浜市発注工事、応札者がなく不調）
 平成30年11月 8日 2回目の入札（落札）
 【工事名：末吉橋（鶴見川）架替工事（下部工）】
 【請負金額：5,324,400,000円】
- 令和 元年 8月下旬 河川の浚渫工事に着手

(2) 施行協定の変更協議

- 横浜市と河川管理者との協議などにより、事業費の増額が必要となったため施行協定の変更が必要
- 令和元年9月20日付けで横浜市より協定変更に関する協議依頼

3 協定変更協議の概要

(1) 横浜市より示された変更予定金額

(単位：千円)

項目	当初額	変更予定額	増額	
下部工工事	5,100,000	5,900,000	800,000 I
上部工工事	750,000	765,000	15,000 II
設計費	50,000	50,000	0	
調査費	50,000	50,000	0	
借地	50,000	60,000	10,000 III
事業費計	6,000,000	6,825,000	825,000	

(2) 増額の内訳

Iの内訳

- ①地盤改良工の追加に伴う増額（河川管理者協議） 300,000千円
 ②安全対策工の追加に伴う増額（河川管理者協議） 330,000千円
 ③労務単価等の見直しに伴う増額 170,000千円

IIの内訳

- 消費税増税に伴う増額 15,000千円

IIIの内訳

- 借地費用の確定に伴う増額 10,000千円

合計 825,000千円

(3) 本市の協定負担額の増額について

本市の負担額の増は、10年間で約4億円（国費を除く市の実質負担額は約2億円）

(4) 事業期間の変更について

- ア 下部工工事の入札不調により、契約が約5カ月遅延
 イ 事業期間の完了予定日を令和10年5月31日から令和11年3月31日に変更

4 今後の予定

- 両市は、受注者との変更契約前に、変更施行協定を締結予定（令和元年10月末を目途）
- その後、横浜市は受注者との変更契約を締結予定